「交通情報設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上であること。）の２者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。

⑷　施工実績　平成19年度以降に元請としてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

【単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者】

求める実績　移動体とのデータ通信を目的とした電波法（昭和25年法律第131号）で定める免許を必要とするデジタル無線基地局について、下記①から③に示す全てを実施した工事

①　機器の製作（製作委託を含む。）
②　機器の設置
③　試験調整

【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外】

求める実績　移動体とのデータ通信を目的とした電波法（昭和25年法律第131号）で定める免許を必要とするデジタル無線基地局について、下記①から③に示す全てを実施した工事

①　機器の製作（製作委託を含む。）
②　機器の設置
③　試験調整

・求める実績に対して提出できる施工実績は各々１件とする。
・施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成19年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。
・施工実績が、中日本高速道路株式会社を除く公共工事発注機関※が発注し、しゅん功した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

※公共工事発注機関とは、国、地方公共団体又は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第２条第１項に定める法人をいう。以下同じ。

・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。

⑸　納入実績　本工事において製作する機器の納入実績　本工事において路側無線装置の製作予定者は、平成19年度以降に以下に示す同種機器の納入実績を有すること。

「同種機器」　移動体とのデータ通信を目的とした電波法（昭和25年法律第131号）で定める免許を必要とするデジタル無線基地局の装置

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。

⑺　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　本工事に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された技術提案等の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする総合評価落札方式である。なお、工事目的物の変更を伴う技術提案は不採用とする。また、技術提案が不採用となった場合は、入札を辞退することができる。

⑵　技術提案等の評価項目及び評価指標

１）評価項目

①　工事目的物の性能・機能に関する事項　対象については、路側無線装置とする。

ａ．機器の維持管理性向上に資する提案※１

提案例）

・定期的交換が必要な機器のハードディスク等の部品交換の簡便性の向上
・障害復旧の迅速性の向上
・機器の長寿命化や信頼性の向上

提案についての評価は判定方式で行う。予備品及び保守用品の追加納入に関する提案については評価対象外とする。（提案が無い場合は、「無し」と記載）

②　工事目的物の施工に関する事項　対象については、路側無線装置とする。

ｂ．支柱及び機器の設置時における安全対策に関する提案※２
ｃ．機器設置時における機器の損傷防止対策に関する提案※２

提案についての評価は判定方式で行う。

なお、他工事へ影響を及ぼす提案は不採用とする。（提案が無い場合は、「無し」と記載）

③　工事目的物の保証に関する事項　対象については、路側無線装置の機器とする。

ｄ．保証条件等（無償修理保証※３の期間及び保守部品の供給保証期間※４）に関する提案　提案についての評価は数値方式で行う。なお、提案の上限はいずれも15年とし、上限を上回る場合は15年で評価する。本工事の標準値は以下のとおりとする。

（無償修理保証期間（１年）×１）＋（保守部品の供給保証期間（５年）×0.2）＝２

２）評価指標

【数値方式】

評価項目の項目別配点は、評価数値により算出する。最高の評価数値の提案者を満点、標準値又は評価に値しないものを最低の０点とし、評価数値に応じ按分した点数を付与する。なお、製作予定者毎に提案できることとするが、提案内容が異なる場合は、低い評価数値を採用する。

【判定方式】

評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可、又は有／無を判定し、判定結果に応じて点数を付与する。なお、製作予定者毎に提案できることとするが、提案内容が異なる場合は、低い判定結果を採用する。

優：標準案に比べ、非常に優れているもの。
良上：良に比べ、やや優れているもの。
良：標準案に比べ、優れているもの。
良下：良に比べ、やや劣っているもの。
可：標準案又は標準案と同等であるもの。